

規 約

本郷北コミュニティ推進協議会

上三川町本郷北コミュニティ推進協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は上三川町本郷北コミュニティ推進協議会(以下「協議会」という)と称し、事務所を本郷北コミュニティセンター(上三川町大字西汗1528番地1)に置く。

(地区の範囲及び加入自治会)

第2条 本協議会の対象地区は本郷北小学校の通学区域とし、加入自治会は次のとおりとする。

- ①西木代 ②西汗上東 ③西汗上西 ④西汗下 ⑤磯岡 ⑥美里 ⑦露無
- ⑧本郷台第一 ⑨本郷台第二 ⑩本郷台第三 ⑪ひがしはら

(活動の目的)

第3条 本協議会の目的は、地域住民の自主的な参加のもとに、さまざまな活動を通じ住民どうし相互に交流し、同じ地域に住む住民として連帯意識を高め、快適な環境と安全で住みよい地域づくりを目指すこととする。

(組織の構成と運営)

第4条 本協議会は地域内の住民をもって構成するものとし、運営の主体は自治会をはじめとして地域内の各種団体及びグループから選出された代表とする。

(協議会の事業)

第5条 本協議会は、第3条の目的を達成するため次のような事業を行うよう努める。

- (1) コミュニティ活動の活性化を推進するため調査研究に關すること。
- (2) 安全で住みよい地域づくりに必要な事業の実施に關すること。
- (3) 地域福祉に關する事業。
- (4) 関係機関や各種団体との連絡調整及び連携に關すること。
- (5) 地域内全ての年代層の住民の交流の促進に寄与する事業。
- (6) その他本協議会の目的達成に必要な事項。

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事(部会長兼務) 11名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 庶務 若干名
- (7) 会計 2名
- (8) 監事 2名
- (9) 顧問 若干名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、庶務、会計及び監事は役員会により選出し、総会で承認を得る。

- 2 理事は自治会の推薦を受けた者をもってあてる。
- 3 顧問は役員会において推薦し、総会で承認を得る。
- 4 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠により選任した役員については、前任者の在任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は会務の運営並びに執行にあたる。(交流促進事業を担当する)
- 4 事務局(事務局長、事務局次長、庶務及び会計)は、本協議会の事務執行並びに会計の処理を行う。
- 5 監事は本協議会の会計を監査する。
- 6 部会長は所属部会の運営と事業執行に協力する。
- 7 顧問は役員会に出席し、本協議会運営並びに事業執行について助言を行う。

(部会)

第9条 本協議会目的達成のため、次の部会を置く。

- (1) 青少年健全育成部会(子ども会育成会、PTA、学校、青年会等)
 - (2) 女性部会(女性団体、サークル等)
 - (3) 高齢者部会(老人クラブ等)
 - (4) 地域産業部会(農業、商業、工業、サービス業等)
 - (5) 地域福祉部会(地区社会福祉協議会の組織をもって部会とする)
 - (6) 生活安全部会(消防団、防火クラブ、PTA、子ども育成会等)
 - (7) 体育部会(地区体育協会の組織を兼ね自治会の体育部長、スポーツサークル等)
 - (8) 文化振興部会(お囃子会、各種文化関係サークル等)
 - (9) 広報部会(全会員)
- 2 部会の設置改廃については、役員会において協議し、総会の承認を受ける。
 - 3 部会に副部会長(2名)を置くことができる。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 本協議会の会議は、総会、役員会、部会、交流及び事業実行委員会とし、会長または関係の委員長が招集する。部会は部会長が招集する。

- 2 総会は役員及び会員で構成し、次の事項を決議する。
 - (1) 本協議会の予算・決算に関すること。
 - (2) 本協議会運営の基本的事項及び活動計画について。

- (3) 役員を選任に関する事。
- (4) 本協議会規約の制定及び改廃に関する事。
- (5) その他重要な事項。
- 3 総会は会員(委任状を含む)の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 総会の表決は出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 総会開催の案内文に総会資料(案)は添付せず、議案事項のみを記載することとする。
なお、総会における表決事項は、速やかに議事録と修正後の総会資料を添えて会員に周知しなければならない。
- 6 緊急を要するため総会を招集する日時のないときは、役員会で専決できる。
- 7 前6項で決議した事項は、次の総会で承認を得なければならない。
- 8 前6項に掲げる「緊急を要する」とは、会員に不利益を被る可能性が高い事項が発生したとき。例えば自然災害や紛争・動乱など。
- 9 会員は総会において、各々1個の表決権を有し、欠席する場合も特定の代表者等に委任するものではない。
- 10 やむを得ない理由により総会を欠席する場合は、あらかじめ委任状を提出し、表決を出席した会員に委任することができる。
- 11 役員会は総会に出席する案件の審議及び本協議会の具体的な事業実施や重要な案件について審議し決定する。
(※補正予算については役員会をもって決定する)
- 12 部会は部会に属する内容について審議する。
- 13 交流及び事業実行委員会は必要に応じて設置し、関連する事項について検討審議し、具体的な事業について意見をまとめ、役員会に報告し承認を受け事業の実施を主管する。

(※コミュニティ・福祉まつり実行委員会、ふれあい盆踊り実行委員会等)

(地区社会福祉協議会)

- 第11条 本協議会に、社会福祉法人上三川町社会福祉協議会地区社協設置事業要綱に規定する地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という)を置き、第5条に規定する地域福祉に関する事業を推進する。
- 2 地区社協の名称は、本郷北小学校地区社会福祉協議会とし、本協議会役員が地区社協の役員を兼ねる。
 - 3 事業の推進は、第9条に規定する地域福祉部会があたる。

(経費及び会計年度)

- 第12条 本協議会の経費は、地区住民の会費及びその他の収入をもって充てる。但し、会費の額については、毎年度総会において決定する。

2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第13条 地区内住民は自分たちの暮らす地区の事業や行事に際し、奉仕の精神を発揮し、可能な範囲で参加・協力し、自分たちの意識の向上や住環境改善に努力するものとする。

付則

この規約は1998年(平成10年)9月26日から実施する。

2000年(平成12年)6月4日一部改正

2004年(平成16年)4月25日一部改正

2006年(平成18年)4月23日一部改正

2007年(平成19年)4月22日一部改正

2017年(平成29年)4月15日一部改正

2018年(平成30年)5月20日一部改正

2019年(平成31年)4月14日一部改正

2021年(令和3年)4月18日一部改正

2022年(令和4年)4月17日一部改正